

民間事業者等との連携による ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口 の設置の状況

■背景

- ・空家の総合案内窓口と専門家団体による相談窓口という体制だけでは、空家所有者等から寄せられる相談に対しワンストップで継続的な支援ができない。
- ・横浜市では一戸建ての住宅に居住する高齢者のみ世帯が依然増加しており、今後、空家等に関する相談需要が増加することが見込まれる。

■趣旨

「第3期横浜市空家等対策計画」記載の具体的な施策
「ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化」の取組



専門相談員が相談を受け、空家等の最適な処分方法や活用プラン等の提案、業者の紹介・斡旋やマッチングまでを伴走支援する新たな相談窓口を設置

■設置方法

民間事業者等の公募・選定
公募型プロポーザル
1事業者を選定

連携協定の締結
令和10年3月31まで

相談窓口開設
3年間で効果検証
協定の継続を協議

■ 相談対象者・対象とする相談内容

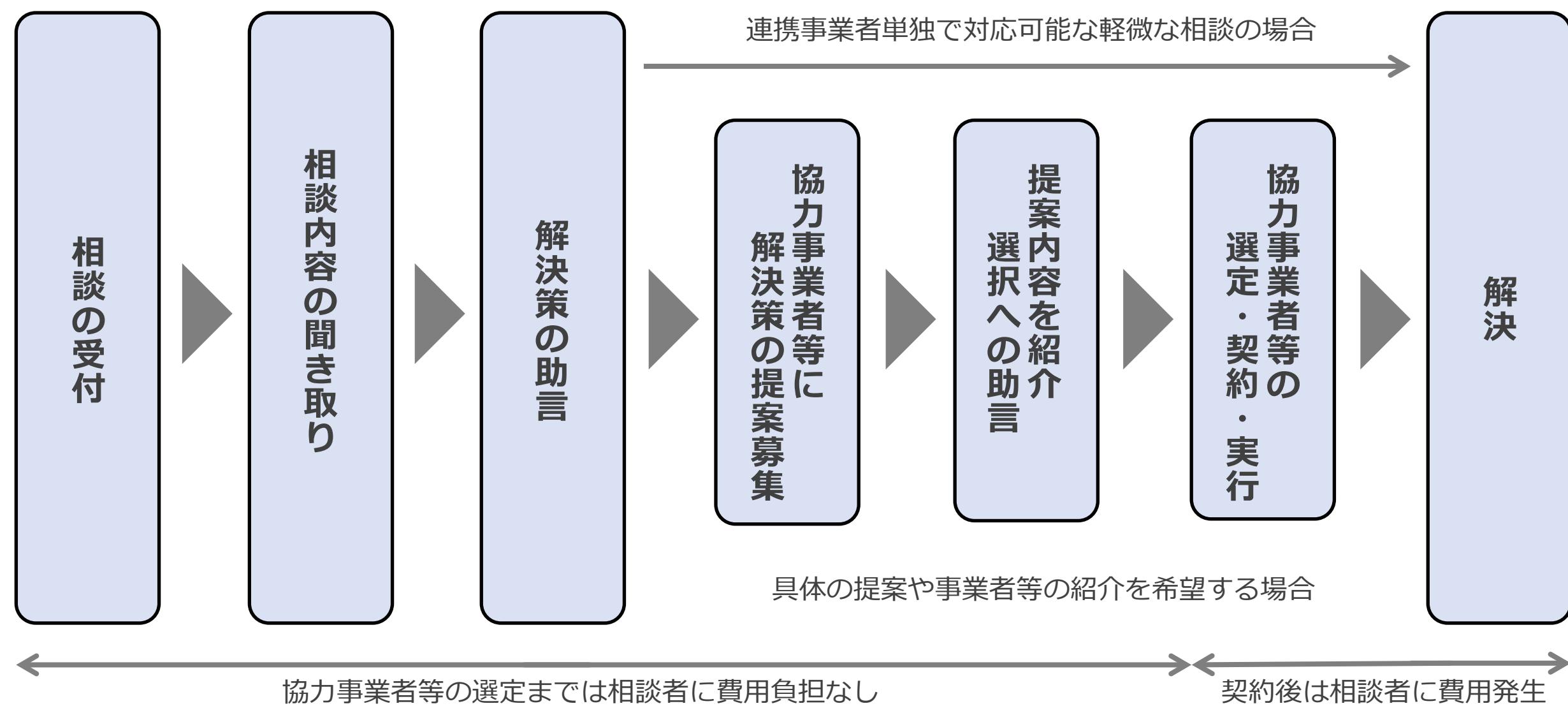
相談対象者

- 市内にある空家の所有者、管理者、その親族
- 今後空家化が見込まれる市内の住宅の所有者、その親族
※一戸建を基本とする

相談内容

- 所有、管理する空家に係る相談全般
- 空家化の予防に係る相談全般

■ 相談窓口のフロー



■ 民間事業者等に求める役割

窓口の設置及び運営

協力事業者等の募集、審査・登録

市との連絡調整

窓口の広報及び普及啓発活動

■ 予算措置・相談者の費用負担

- ・本市における予算措置はなし。
- ・本事業に要する費用（窓口開設費、運営費、人件費等）については、連携事業者が全て負担する。
- ・相談に伴う相談者の費用負担は無料とする。ただし、相談の結果、相談者が具体的な業務を協力事業者等に依頼する場合は、必要な費用を相談者の負担とすることを可とする。
- ・協力事業者等の登録にあたっての登録料や相談者と協力事業者等間で契約が成立した際の手数料を協力事業者等から徴収することは可とする。

■評価選定委員会

名 称	横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口 評価選定委員会		
構 成	委員長	建築局総務部長	
	副委員長	建築局住宅部長	
		建築局建築指導部長	
	委員	建築局企画課長	
		建築局総務課長	
		建築局住宅政策課長	
		建築局住宅政策課担当課長	
		建築局建築指導課建築安全担当課長	
評価方法と視点			
評価方法	一次評価（書面）	原則上位2者を選定	
	二次評価（プレゼンテーション）	協定先1者を選定	
視点	実施体制	実績	理解度
	妥当性・有効性	実現性	経常状況
	情報セキュリティ	信頼性	取組意欲

■スケジュール

時期	内容		
令和7年 4月 22日 (火)	募集要項等公表		
	参加意向申出書・資格審査書類提出締切		
	提案資格確認結果通知 提案書提出要請書送付		
	質問・事前相談受付締切		
	質問回答		
7月 22日 (火)	提案書受付締切		
8月 19日 (火)	一次評価（書面）		
8月 下旬 (予定)	一次評価選定結果通知		
9月 下旬 (予定)	二次評価（プレゼンテーション）開催		
10月 下旬 (予定)	二次評価選定結果通知 連携事業者選定・評価選定結果公表		
12月 以降 (予定)	協定締結		
令和8年 1月 以降 (予定)	相談窓口開設（協議による）		

いまココ

